

「統合型観光アプリケーション開発運營業務委託」

公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名

地振委託第15号 統合型観光アプリケーション開発運營業務委託

2. 業務内容

別紙「統合型観光アプリケーション開発運營業務委託に係る仕様書」のとおり

3. 提案限度額

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

4. 委託期間

契約締結日から令和3年3月24日（水）まで

5. 契約までのスケジュール

- | | |
|------------------------|-------------------|
| (1) 公募開始 | 令和2年8月3日（月） |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和2年8月17日（月）17時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和2年8月19日（水） |
| (4) 参加申込書及び企画提案書等の提出期限 | 令和2年8月24日（月）17時まで |
| (5) 選定結果の通知 | 令和2年9月中旬 |
| (6) 契約締結 | 令和2年9月中旬 |

6. プロポーザルに参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たすことを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出日時時点で、福崎町競争入札等参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 参加申込書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を福崎町から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

7. 関係資料の配付

プロポーザルに係る関係資料については、福崎町ホームページからのダウンロードを原則とする。

- (1) 福崎町ホームページ <http://www.town.fukusaki.hyogo.jp>
- (2) 掲載期間 令和2年8月3日(月)～ 令和2年8月24日(月) 17時まで
- (3) 資料内容
 - ・「統合型観光アプリケーション開発運営業務委託」公募型プロポーザル実施要領
 - ・統合型観光アプリケーション開発運営業務委託に係る仕様書
 - ・参加申込書(様式第1号)
 - ・企画提案書(様式第2号)
 - ・業務実績書(様式第3号)
 - ・観光施設等一覧表

8. 提案に係る書類の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書(様式第1号)

イ 企画提案書(様式第2号)

ウ 業務実績書(様式第3号)

エ アプリケーションのラフデザインイメージ(任意様式)

※ラフデザインイメージは、アプリTOP画面、メニュー画面、メニュー構成、機能などユーザー目線での使い勝手を意識した構成すること。

※ページ数は、6ページ以内とする。ただし表紙及びメニュー画面はページ数に含まない。

※サイズはA4とする。

※完成品を十分想像することができるものであること。

オ 見積書(任意様式)

カ 経費の内訳(任意様式)

(2) 提出部数

原本 1部(上記提出書類 ア～カ)

写し 6部(上記提出書類 イ～カ)

(3) 提出方法

持参または郵送

(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください)

(4) 提出先

〒679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原3116-1

福崎町役場地域振興課 観光交流室

（5）質問の受付

本業務に関する質問は文書（様式自由）によること。また、受付期間は公募開始日から令和2年8月17日（月）17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に持参するか、FAX（0790-23-0687）にて行うこと。（必ず着信確認を行うこと。）

（6）質疑の回答

すべての質問及び回答については、令和2年8月19日（水）午前10時以降に、福崎町ホームページにて公表する。

9. 審査方法

令和2年度統合型観光アプリケーション開発運営業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」）において、企画提案書等の内容を企画提案評価基準（別表）を基に公平かつ客観的に評価する。なお、当該プロポーザルは、提案者が1者のみの場合であっても審査を実施する。また、審査結果は書面により提案者全員に通知する。

10. 契約の締結

選定委員会において、得点上位の提案者から順位付けを行い、第1位の者を受託候補者とする。福崎町は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、受託候補者との協議が整わない場合、福崎町は次順位者と協議を行い、契約相手方を決定する。

11. その他留意事項

（1）費用の負担

提案に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

（2）提案の辞退

参加申込書の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

（3）著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提案書等の内容を福崎町が無償で使用できる。なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しない。

（4）重複提案の禁止

提案は1団体につき1つとする。重複の提案は認めない。

（5）提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、提案書等の内容を変更することはできない。また、提案書に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(6) その他必要事項の決定

本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については担当部署が定める。

別表

令和2年度統合型観光アプリケーション開発運営業務委託事業者選定に係る企画提案評価基準

○評価点

令和2年度統合型観光アプリケーション開発運営業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という）は、表1の区分ごとの各評価項目について、参加事業者の企画提案書等の内容を基に審査し、表2のランクを決定する。

その後、表1の各評価項目の配点に、表2のランクごとの評価係数を乗じて各評価項目の得点を算出する。それら得点を合計したものに、表3の価格点を加えたものが参加事業者の評価点（満点は100点）となる。

表1

項目	基準	配点
業務実績	業務実績が豊富にあるか。過去に作成したアプリ等に魅力的なものであるか。	10点
構成	見やすく、使いやすい等、ユーザーへの配慮がなされた構成であるか。	30点
デザイン	訴求力があり、人を惹きつける工夫を凝らした内容であるか。	50点

表2

ランク	評価	評価係数
A	特に優秀である／高度な能力を有している／十分な実績がある	1.0
B	優れている／十分な能力を有している／実績がある	0.8
C	平均的・普通である／平均的な能力である	0.6
D	物足りない／若干劣る能力である	0.4
E	不安・不満である／能力が劣る	0.2
F	記載なし／実績なし	0.0

表3

価格点
最低価格／当該業者の見積額×10点
※小数点以下切り捨て

※評価点が最も高い者を受託候補者とするが、複数あったときは、選定委員会の各委員による投票で上位者を決定する。

